

東京都薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱

制定 令和8年4月1日付8保医健薬第273号

第1 目的

薬局が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、薬局における従事者の処遇改善を支援するとともに、物価上昇の影響に対し支援することで、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

第3 事業内容

都内に開設している薬局の開設者に対し、賃上げ・物価上昇に対応するための支援金を交付する。

ここに言う薬局とは、健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある保険薬局に限る。

第4 その他

本事業の施行に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。